



レベル5に該当する医療事故の発生について

令和5年5月31日、当センターにおいて、入院後に予期せず患者が死亡する事例が発生し、この事例については、レベル5^{*1}に相当するとともに、医療法第6条の10第1項に規定する医療事故に該当すると判断しました。今後は、原因究明及び再発防止のため、必要な調査を行います。

1 事故発生場所

神奈川県立精神医療センター

2 事故発生年月日

令和5年5月31日

3 患者の年代及び性別

40歳代・男性

4 事故発生の状況

- 患者は、精神疾患により令和4年春から継続して入院中で、令和5年5月17日から事故日までは隔離対応中でした。向精神薬等の多剤投与を受けており、その副作用として令和4年11月頃から慢性的な便秘状態にあり、令和5年3月頃からは便秘が悪化していました。令和5年5月31日の午前6時頃、患者が嘔吐した痕跡を看護師が発見しましたが、医師による診察や検査等の対応はされませんでした。同日午前9時頃、環境整備のため病室を訪問した看護師が、患者が心肺停止状態であることを発見しました。
- 医師による胸骨圧迫等の心肺蘇生法を行うとともに、他院へ搬送しましたが、当該患者は搬送先の病院で5月31日午前10時頃にお亡くなりになりました。
- ご遺族から伺った結果、死因はイレウス^{*2}であることが判明しました。

5 今後の対策

今後、原因究明及び再発防止策の検討のため、医療法の規定による医療事故調査制度に基づき、外部の専門家を加えた院内医療事故調査委員会を設置し、必要な調査を実施します。

6 その他

事故調査終了後、個人情報特定されない形で調査結果の概要を公表する予定です。

※1 「神奈川県立病院機構医療安全推進規程」に定められた医療事故等の区分のレベル5を指します。

[レベル5]

提供した医療または管理に起因し（含む疑い）、予期せず患者が死亡した場合。

※2 イレウス

腸管の動きが鈍くなり、便が停滞する状態のことをイレウスという。向精神薬を内服すると便秘になりやすく、イレウスを引き起こしやすくなる。

(問合せ先)

地方独立行政法人 神奈川県立病院機構

神奈川県立精神医療センター

事務局長 遠藤 昇

電話：045-822-0241（代表）